

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価準備書に対する意見

2012年10月2日

福祉生活病院常任委員会

副委員長 砂場隆浩

【1】意見書提出の趣旨

2012年9月19日開催の鳥取県議会福祉生活常任委員会で、生活環境部は東部広域行政管理組合が提出した可燃物処理施設に係る環境影響評価準備書に対する報告がありました。その中で、同12日に開催された平成24年鳥取県環境影響評価審査会（第2回）に当委員会での議論についても報告したと発言がありましたが、当委員会では可燃物処理場の建設及び環境影響評価準備書について、鳥取市及び同組合の姿勢と準備書に対して厳しい意見が相次いでいたにもかかわらず、かなりニュアンスが弱まった形で報告がなされ、審査会委員の皆様にご報告の真意が伝わらないのではないかという疑義が生じました。この点、当委員会での審議の中で、環境生活部長より、今後は委員会の審議は議事録として審査会に提出し、個別意見が有る場合は生活環境部を經由して審査会に報告したい旨の提案がありました。そこで、これまでの委員会審議で呈した疑問も含め、文書にまとめて意見を提出することにしますので、よろしくご対応いただきますようお願い申し上げます。

【2】環境影響評価準備書以前の問題

環境影響評価手続き開始の問題性

旧八頭東部環境施設組合と地元集落は2001年、「次期施設は本施設及びその周辺には設置しない」と約束しながら、管理組合が「同協定書は継承していない」として建設計画の立案を始めたことが一番の問題です。行政の基本は住民との信頼関係であるにも関わらず、一方的に「住民との約束」を、詭弁を弄して破ったもので、到底是認することはできないと地元住民の皆さんは話されています。鳥取市は管理組合を構成する地方自治体で、竹内功鳥取市長は管理組合管理者であるにも関わらず、別組織、別人格であるかのように行動してきたことも、地元住民の皆さんの不信感を強めました。

このような状況であるにもかかわらず、審査会が環境評価手続きを開始したこと自体が問題だと考えています。事業者が民間業者であれば、営業の自由や適正手続きの保障の観点から、鳥取県環境影響評価条例に基づく手続きの開始を求められれば、手続きを開始しなければならないかもしれませんが、しかしながら、今回の事業者は地方自治体でつくる管理組合です。県としては住民の立場に立って問題点を把握し、指摘することが大切で、住民との合意形成ができるまでは手続きを開始するべきではなかったと考えます。従って、環境影響評価手続きを住民合意が形成されるまで停止すべきだと考えます。

環境影響評価準備書受理の問題性

環境影響評価方法書に対して2010年1月20日、平井知事は「住民からの要望等に十分配慮し、積極的な情報公開に努める」などとした意見を付しました。ところが、管理組合は情報提供どころか、建設計画に反対している地元住民との間に会話をする関係すら築けず、建設中止を求めた住民訴訟という状況に至っています。知事の意見は、開かれた県政を推進する知事の姿勢からは当然のことであるばかりか、住民と行政の信頼関係は地方自治の基本であって、至極当然と考えます。そして、その問題が、今回の根底にあります。

知事意見を尊重するならば、「住民からの要望等に十分はされたのか」「積極的な情報公開に努めているか」の2点について検討し、知事意見が十分尊重されていないと判断されれば、環境影響評価準備書の受取を拒否するべきであったと考えています。審査会で真剣に審議が続いていますが、方法書の意見同様の対応を管理組合が取ったとすれば、審査会の存在意義が問われるばかりか、県の環境行政そのものに対する県民の信頼を失うのではないかと恐れます。環境影響評価準備書を管理組合に即刻差し戻し、知事意見の2点がクリアされるまでは、審議を中断していただきたいと考えます。

【3】環境影響評価準備書の問題

基本設計もなく適正な環境影響評価ができるのか

煙突から出る排ガスについて、基本設計も、焼却システムもできていないのに、硫黄酸化物や窒素酸化物、ダイオキシンなどの汚染物質濃度が推定されています（準備書7-67）。どこの会社のどこの装置を使うかどころか、処理方式も決まっていらないのに、このような汚染物質濃度が、どうして予測できるのか疑問です。同様に騒音についても、設備機器から発生する音量を設置する階数と台数から予測していますが、排ガス同様、壁の厚さや材質も建物の基本設計ができていない段階では未定で、どこの会社のどの装置を使うかも決まらない段階で、本当に正確に予測できるのでしょうか。

排ガスや騒音その他の諸元をどのようにして導き出したのか、また、その信憑性がどの程度であるか、審査会に慎重に審議していただくよう求めていただきたいと思いません。

設定された目標基準に問題はないか。

建設予定地区は用途地域の指定がないため、騒音に係る環境基準の適用はないとしています。しかし、予定地は中山間地の静穏な場所にあり、800メートルから1キロに上山手、福和田、郷原、高津原、釜口などの集落もあります（準備書3-68）。従って、住居専用地域に適用される45デシベル以下という基準（準備書7-100、121）を適用すべきと考えています。用途地域に指定するか、どうかは、行政の裁量です。行政の用途指定によって差異が生じるとしたら住民感情としては納得がないのではないのでしょうか。加えて、3.11で学んだ教訓でもありますが、設計容度として

環境基準の8割以下に抑えるなどの独自の基準を設けて設計思想とし、そこで環境影響評価を実施すべきではないかと考えます。想定したが、現実に稼働すると基準を超えるような想定外の自体が発生したということになりかねないとも危惧しています。そういった事態を避けるためには、環境基準との間に糊代となるような範囲を設けるしかなく、環境基準をクリアしただけで、環境影響評価を可とすべきではないと考えています。審査会におかれましても、環境基準そのものについても、その基準を採用することが妥当かどうか検討され、上乘せ基準が必要ならば果断に提案していただくよう審査会に求めていただきたいと思ひます。

施設の危機管理上の脆弱性

排ガス対策は、バグフィルターと59メートルという高い煙突を中心に計画されています(準備書7-90以下)。しかし、バグフィルター等が損傷や故障したとき、特に地震などの大規模災害が発生し、迅速な修繕・修理の対策が取れないときは、ダイオキシンなどの人の生命身体に大きな危険性を生じる有害物質が大気中に大量に排出することにもなりかねません。処理方法および処理量は、最悪の場合でも、周辺住民の生命身体に害さない範囲で設計されるものと考えますが、その検討はなされているのか疑問です。審査会に、災害時を含め、住民に健康被害がないように検討するよう求めていただきたいと思ひます。

地下水や土壤に浸透する可能性の検討

建設予定地の周辺は、地下水を水源とする簡易水道による上水の供給がなされています(準備書3-75)。ごみピットと灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止し、ごみピット汚水は炉内で高温参加処理するとされ、プラント系排水と洗車排水は場内で再利用を基本とし、その余剰水と生活系排水は必要な処理を行ったうえで、集落排水処理施設に放流するとした環境保全対策で、問題がないとされています(準備書7-188)。「堅固なコンクリート構造」というだけで具体的な設計もないまま地下への汚水浸透を防止できると評価していいもののでしょうか。プラント系排水と洗車排水の余剰水と生活系排水に至っては「必要な処理」とだけであり、これで、環境基準が満たされると断言できるのでしょうか。審査会におかれましては、この点についても議論していただきたいと思ひます。土壤についても、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい公害防止基準を満足させて排出するとされています(準備書7-199)が、最新の排ガス処理技術と言うだけでは不明確であり、環境影響調査とは言えないと考えます。この点も、審査会に対して慎重審議をしていただくよう求めていただくようお願いしたいと思ひます。

事業者見解の精査の必要性

方法書や準備書に対する住民等が提出した意見に対する事業者の見解は、真摯に回答する意思がないのではないかと疑いたくなるものが多数見られました。特に工業団地造成での水質調査を求める意見に対して「鳥取市が実施される工業団地の造成は、環境影響評価の対象外です。(中略)鳥取市において、対応されるものと考えます」と回答するなど、鳥取市は管理組合の構成組織であるにも関わらず鳥取市に確認や照会すらしない回答がいくつもあり、極めて問題と考えています。本年9月21日、管理組合の見解が納得いかないと住民から追加質問が100件以上も提出されていることも、こうした姿勢の結果ではないでしょうか。管理組合の見解を精査し、十分な回答ではないものについては突き返して、再度、回答させるなど、県生活環境部は県組織であることを認識され、「住民の要望等に配慮する」とした知事意見を尊重するよう管理組合に対して強く求めていただきたいと思います。

環境影響評価準備書に対する意見

鳥取県議会議員 市谷知子

(1) まずは方法書に対する知事意見を前提に評価していくことが大切であること。

【方法書に対する知事意見】

住民からの要望等に十分配慮する。

単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価すること。

工業団地による改変を考慮した調査・予測・評価をすること。

レッドデータブックの希少野生動植物も追加調査を

ほんごうそう、猛禽類、ツキノワグマの追加調査し評価した。

(2) その上、「審査会」でのやりとりについての意見

事後調査について

- ・1年間やるし、個別法で毎年義務付けると管理組合が答弁していたが、具体的にどのような項目や内容でやられるのか、確認が必要ではないか。

工業団地との関連性

- ・そもそも知事が方法書に対する意見の中で、工業団地との関連性も評価するようにしているにもかかわらず、「本環境影響評価の適用ではなく鳥取市に伝える」との管理組合の答弁だったが、フクロウ(準絶滅危惧種)は工業団地に縄張りが形成され、生息数も25が19に減ると評価している。またカスミサンショウウオ(希少野生動植物)は工業団地に留意が必要との評価になっている。そう評価しながら、工業団地は関係ないとはいえない。

- ・また工業団地ができれば交通量も変わり、その複合的環境影響が出てくる。

地下水脈は、郷原と山手の2つだから調査箇所は2つでよいとのことだったが、それ以外にも付近に国英第1、第2配水池、曳田浄水場もあり、大気汚染の影響も考えられるため、調査箇所を増やすべき(それぞれ個別に調査すべき。)

知事の意見で「現況の環境を極力悪化させない」とあるが、希少動植物は減少することになっており、矛盾する。

(例)

ほんごうそう(絶滅危惧2種) 59株 0~51株

ラン・なつエビネ(希少動植物、絶滅危惧2種) 4株 3株

ラン・エビネ(希少動植物、絶滅危惧2種) 98株 96株

コクラン(準絶滅危惧) 66株 1株

日本リス(絶滅のおそれのある地域個体群、準絶滅危惧2種) 1個体 1個体

ツキノワグマ(国際希少野生動植物種、希少野生動植物、絶滅のおそれのある地域個体群、絶滅危惧2類) 58カ所 55カ所

チョウサギ(準絶滅危惧、)

あおばと（準絶滅危惧）11回 6回

フクロウ（準絶滅危惧）25回 19回 19 工業団地に縄張りが形成

ともえガモ（希少野生動植物、絶滅危惧2類）

ぶっぼうそう（特別希少野生動植物、絶滅危惧）2回 1回

かすみサンショウウオ（希少野生動植物、）16カ所 9箇所 工業団地に留意

取り付け道路は工業団地のものを活用するとしているが、それなら工業団地との関連も調査すべきである。取り付け道路の交通量とその影響調査も行うべき。

煙突からの排ガスと車両の排ガスは合わさっても環境に影響ないとしているが、取り付け道路が環境評価に入っていない。その複合的な影響調査が必要。

調整池の水はあふれないし水質も問題ないとしているが、排水は、ごみ処分場分は、コンクリート構造で地下浸透を遮断するが、プラント系排水は除外施設で必要な処理をして集落排水施設に放流とある。プラント系排水と雨水の合計で調整池の水量や水質を評価しているのか？

水の地下漏れは他県では聞いたことがないから評価しないとしているが、それでいいのか？

土地造成工事で発生する伐採木は適切に処理すると言っていたが、どういう風に処理するのか？

排ガスはバグフィルターを使用しているから大丈夫と言っているが、3基中1基は順番で稼働停止していて、その評価がされてない。また稼働・停止の作業の中で、ダイオキシン対策となる800を下り、ダイオキシン発生は300になるのではないのか。その影響評価はしたのか。そもそも排ガスメーカーの評価では自己評価であてにならないのではないのか。排ガスの評価はコンピューターシミュレーションではなく、実際にやってみないと、地形や風向きで評価が変わるのではないのか。

（3）その他気になること

排ガスの常時監視をして計画目標値を超えないようにする どうやってするのか？

ごみ運搬車両の運行管理をして集中を避けるとする どうやってするのか？

- ・河原インターが通学路にもなっている。取り付け道路が環境影響評価に入っていない予測では余計に心配だ。

立地条件：

- ・山頂ではなく、尾根の間に建設することは、排ガス、排水がたまること 千代川への影響、水没の可能性。

- ・環境保全に配慮が必要な施設が：2キロ以内に14（小中学校、浄水場、福祉施設）
どう評価しているのか？

- ・埋蔵文化財があり、鳥取市教育委員会と協議する必要がある。

どう評価しているのか？

景観：鳥取市景観計画「伝えたいふるさと鳥取の景観」百景（河原城、霊石山）から施設が見える。これをどう評価するのか？

福和田の大気汚染、一酸化窒素、窒素酸化物の評価が心配。

(4) 準備書による影響評価 で気になること。

(大気)

- ・光化学オキシダントが基準値超えになっているが心配ないとしているのは問題。

(騒音)

- ・騒音の数値が基準値ぎりぎりである。

(水質)

水質の大腸菌群が基準値オーバーであるが、工事後は大丈夫か、調査が必要。

(悪臭)

- ・悪臭防止法の A 区域基準をあてはめ、可能な限り環境負荷低減につとめるとあるが、具体的にはどういうことか。可能な限りとはどの程度のことか。風向きも考慮して調査すべきと思うが、考慮したのか。

(地下水)

- ・2つの異なる谷になることから代表的な水脈は2つとされているが、河原総合グラウンドの標高は60m程度しかない。また、谷にある田畑を造成のために埋めると、土地の形状が変わり地下水にも影響を与えることになるのではないか。地下水は地形変更も考慮し、調査箇所数も増やすべき。

(ダイオキシン類)

- ・毎年測定値が公表されているがなぜ減少しないのか。クリーンセンターやずで検出されていたが、一部除草剤によるものと断定しているがどのように確認したのか。紫外線によって分解されるとあるが、土地に蓄積されたものは紫外線による分解は受けないと思うがどうか。

(位置について)

- ・収集効率が高いと一言でいっているが、どのように高いのか。
- ・旧鳥取市からの排出が全体の87%と言われ、地理的中心ではなく人口で考えるべきではないか。
- ・合併前の15市町村から2~3か所候補地が出されたが、比較検討結果が示されないままになっている。

(情報公開について)

- ・「たより」で配布されているが、内容も小出しで、一方的で説明がされていない。

(調査対象範囲について)

- ・環境影響評価開始時点では、焼却場の面積は4~5haだったが15haになっているのはなぜか。
- ・大気質の調査の際、煙突の長さが59mに設定されているがなぜか。現地調査の範囲が1mになっており濃度にバラツキがないとなっているが、その根拠は何か。気流の動きにも影響をうけるはずであるが考慮されているのか。

(事後調査)

・1年間となっているが、毎年やらないと実際の影響はわからないのではないか。

(予測評価手法全般について)

- ・昨年東京都のいくつかの焼却場で水銀が排出される事態となっているが、水銀への対応はどうなっているのか。周辺住民への健康調査がなされるべきであるがなぜないのか。
- ・最寄りの民家では、騒音、振動、悪臭の調査を実施したが、影響は極めて小さいとはどういふことか、数値を示すべき。